

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>福祉部 障がい福祉室 障がい福祉企画課</p>	<p>タクシー料金に係る経費支出伺書（支出負担行為）の決裁が、タクシー使用後に行われていた。</p> <p>(1) タクシー使用日：令和2年8月19日 （金額：1,380円） (2) 経費支出伺書の起案日：令和2年9月10日 (3) 経費支出伺書の決裁日：令和2年9月10日 (4) 支出負担行為額：300,000円</p>	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】 第39条関係 2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。 (2) 経費支出伺書を作成する時期 ア 競争入札の方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>	<p>本事案は、当該事務について所属内における情報共有及び担当者間の引継ぎが十分になされていなかったことにより生じたものである。 人事異動等に伴う事務引継ぎが確実かつ遅滞なく行われるよう、必要な事務手続を一覧表に整理することで、チェック体制の強化を図った。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年6月8日から令和3年7月2日まで）